

司法修習生に対する給費制の継続を求める意見書

裁判官・検察官・弁護士いわゆる法曹三者は、国民の権利義務に大きく影響を及ぼす高い公益性・専門性を有する職業といえる。そのため、法曹三者は、司法試験合格後も司法修習生として一定期間の実務教育を受けることとされており、その期間中、修習に専念させるため兼職を禁止し、国庫から給与の支給を受けている。しかし、平成 16 年 12 月に改正された裁判所法により、本年 11 月から、司法修習生に対し国が給与を支給する「給費制」が廃止され、個人の申請により国が修習資金を貸し付ける「貸与制」が適用されることとなっている。

現行の司法制度の発足以来 60 年以上継続されてきた「給費制」は、国費により養成されたとの自負から社会的責任と公共心が醸成された法曹の養成に大きく寄与してきた。

また、21 世紀の司法を支えるにふさわしい人材育成の中核をなす制度として法科大学院制度が発足し 6 年を経たが、昨今の経済情勢の影響もあり、志半ばにして法科大学院を去る者も少なくなく、法科大学院志望者自体も急減している状況下において、司法修習生に対する「給費制」が廃止されれば、4 年制大学、法科大学院に続き、さらにその実務期間中においても親からの援助や借入金等で生活せざるを得なくなる。そのため、特に経済的に恵まれた階層に属さない大多数の者にとっては、優れた資質を備えた人材であっても、法曹の道に進むことをちゅうちょまたは断念させるに十分な要因となり、法曹界はさらに有為の人材に敬遠されつつあると憂慮される。

本来、経済力の大小によって職業選択の自由が制限されることはあってはならない。将来、一部の経済的富裕層により法曹の構成員の大半が占められるという事態となれば、市民感覚からかけ離れた法律家が数多く輩出されることにもつながり、公平・公正な法の解釈・運用が行われるか大いに懸念される。

そもそも法曹養成の目的は、国民が等しく適切な法的サービスを受けられるための基盤確保を行うことであり、法曹養成にかかる費用は法曹資格を取得しようとする個人の負担のみに帰すべきではない。

よって、国においては、志の高い法律家の育成のため、司法修習期間中の「給費制」を維持・存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月19日

沼津市議会